

愛媛県西条市（国内 13 例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る
疫学調査チームの現地調査概要

令和 6 年 12 月 10 日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

1 基本情報

用途（飼養羽数）：採卵鶏（約 15 万羽）

発生家きん舎の構造：ウインドウレス鶏舎

発生家きん舎の飼養形態：ケージ飼い（直立 4 段ケージ 4 列、通路 5 本）

2 施設の周辺環境・農場概況

- ① 当該農場は、干拓地に作られた畜産団地の一角に位置する。養鶏団地の北東は幅 10m の排水路と幅 30m の堤防があり、堤防の北東側は海域となる。養鶏団地の南東側は使われておらず、草丈 1.5m 程度の草地となっている。北西側は麦畑、南西側はソーラー発電地となっていた。
- ② 調査時、当該農場周辺の農地ではハシブトガラスやハシボソガラスを 60 羽程度確認した他、農場の南東側約 930m の地点ではミヤマガラスを 17 羽確認した。また、養鶏団地に接して流れる水路では、カルガモ 33 羽など計 38 羽のカモ類を確認した。さらに、農場南東側の海岸の浅瀬などでは、マガモ 158 羽、スズガモ 60 羽など計 238 羽のカモ類を確認した。
- ③ 当該農場は、他の 2 農場と養鶏団地を構成しており、うち 1 農場（疫学関連農場：A 農場）と農場入口、車両消毒ゲート、農場内の作業用道路等を共用していた。また、残りの 1 農場（B 農場）は塀で囲われており、発生農場を含む 2 農場と物理的に仕切られていた。
- ④ 当該農場には、ウインドウレス鶏舎 7 棟、集卵施設、堆肥舎、事務所、倉庫で構成されていた。発生鶏舎は 7 棟連なる鶏舎のうちの 1 棟であり、農場入口から最も離れた場所に位置していた。
- ⑤ 当該農場は、令和 4 年 1 月 4 日に高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された令和 3 年シーズン国内 12 例目の発生農場であった。

3 通報までの経緯

- ① 農場主によると、発生鶏舎（通報時約 300 日齢）における死亡羽数は、一日当たり約 2 ～ 4 羽程度であったが、12 月 9 日の午前中の見回りの際、鶏舎入口から 10m 程度離れた場所にある中段のケージにおいて、7 羽が固まって死亡しているのが確認されたため、同日、家畜保健衛生所に通報したとのこと。
- ② 調査時、通報があった発生ケージの周辺で複数の死亡鶏が確認されたが、発生鶏舎内の他のケージでは死亡鶏が数羽確認されたのみで、他の飼養鶏には特段の異状は確認されなかった。また、その他の非発生鶏舎では、特に異状は確認されなかった。

4 管理人及び従業員

- ① 当該農場には、農場主を含め従業員が 5 名おり、鶏舎での飼養管理に従事しているとのこと。なお、5 名のうち 3 名は集卵作業、2 名は鶏糞搬出作業を行うが、鶏舎ごとの担当は決められていなかった。

5 施設の飼養衛生管理

- ① 農場入口には、A 場と共用の車両消毒ゲートがあり、車両消毒が実施されていた。なお、養鶏団地を構成する B 農場の消毒ゲートは故障していたため、車両消毒の際、発生農場及び A 農場の消毒ゲートを使用していたとのこと。
- ② 集卵業者等の外部事業者が入場する際は、車両消毒後に、持参した長靴への交換、専用作業着への更衣を行い、前回発生後に新設した入口横の事務所で手指消毒を実施してい

たとのこと。

- ③ 従業員が入場する際は、衛生管理区域内に駐車してから、②とは別の事務所で農場用長靴及び作業着に交換し、手指消毒を実施していたとのこと。
- ④ 従業員が各鶏舎に入る際は、各鶏舎専用の長靴に交換し、各自が持参した消毒剤で手指消毒を実施していたとのこと。
- ⑤ 農場主によると、A農場とは、従業員、施設等の共用はないとのこと。集卵車については、A農場とは積み合わせがあったが、B農場との積み合わせはないとのこと。
- ⑥ 各鶏舎の周囲には、降雨の後などに不定期で消石灰を散布していたとのこと。
- ⑦ 飼料は閉鎖系ラインで鶏舎に供給され、タンク上部には蓋が設置されていた。
- ⑧ 給与水には地下水を利用しており、塩素消毒を実施しているとのこと。
- ⑨ 鶏舎ごとにオールイン・オールアウトを行っており、オールアウト後に鶏舎の洗浄と消毒を行っていたとのこと。空舎期間は約1か月とのこと。
- ⑩ 鶏糞については、毎日各鶏舎から除糞ベルトで搬出し、重機で堆肥舎に運搬していた。鶏糞を発酵・乾燥させる建屋は複数あり、それぞれ防鳥ネットが設置されていたが、複数破損があり、また、日中に作業する際は開放したままであったとのこと。
- ⑪ 鶏舎と集卵コンベアの接合部には、蓋等は設置されていなかったが、鶏舎間の集卵コンベア上部は隙間がないようカバーで覆われていた。ただし、発生鶏舎外側のカバーにはすき間があり、小動物が侵入可能だった。また、除糞ベルトは地下を通っており、鶏舎内に蓋等はなかったが、除糞ベルト地上部出口には小動物侵入防止用の金網が設置されていた。
- ⑫ 農場主によると、死亡鶏は見回りの際に回収し、堆肥舎の一角にある焼却炉で毎日焼却処理していたとのこと。なお、廃棄卵については、回収後、堆肥舎内の堆肥の上にそのまま置いていたとのこと。

6 野鳥・野生動物対策

- ① 農場主によると、以前は鶏舎内でネズミを見かけることがあったが、最近は見かけなくなったとのこと。なお、鶏舎屋根裏に殺鼠剤を設置しているが、食べられた形跡はないとのこと。調査時、発生鶏舎では、ネズミ等の痕跡は確認されなかった。
- ② 調査時、農場周辺及び農場敷地内でカラス類やトビを確認した。

7 前回発生以降の改善状況

- ① 令和4年1月4日の発生後、農場の経営再開にあたり管轄家畜保健衛生所から以下を指導したとのこと。
 - ・農場出入口に更衣室を新設し、交差汚染を防止
 - ・防鳥ネットの修繕・設置、鶏舎の壁の修繕
 - ・衛生管理区域の出入りの際の手指消毒徹底
 - ・衛生管理区域専用の衣服・長靴の設置と着用
 - ・焼却炉を設置し、死亡鶏の処理方法を焼却に変更
- ② 当該農場は、指導に基づき、該当箇所を改善。
- ③ 家畜保健衛生所は、当該農場の経営再開前（2022年5月23日）、立入りをを行い①の指摘事項の改善を確認。堆肥舎のネットの隙間及び更衣室内の入場者の動線について追加指導を実施したとのこと。
- ④ 家畜保健衛生所は定期的（2カ月に1回程度）に当該農場に立入検査を行い、直近では令和6年11月8日に立入り、不備がないことを確認したとのこと。また、電話で野鳥の飛来状況について聞き取り、消毒の実施について指導したとのこと。

8 改善状況に関する現地調査時の所見

- ① 5⑩のとおり、防鳥ネットの破損や日中作業時は開放されたままであったこと、5⑪のとおり発生鶏舎の集卵コンベア外側のカバーに小動物が侵入可能な隙間が確認された。

(以上)